

【機密性 2】

名高裁総第 1000 号

(庶ろ-03)

令和 4 年 12 月 2 日

最高裁判所事務総局家庭局長 殿

名古屋高等裁判所長官 團 藤 丈 士

令和 4 年度名古屋高等裁判所管内調停運営協議会の協議結果

の要旨について

(7月 19 日付け家二第 695 号に対する報告)

標記の協議会の協議結果要旨は、別添のとおりです。

令和 4 年度調停運営協議会協議結果要旨

第 1 民事調停関係

【協議問題】

近時の民事調停事件は、新受件数の緩やかな減少傾向が継続している中で、審理期間の長期化傾向や成立率の低下傾向がみられる。さらに、高齢者雇用安定法の改正等による定年年齢の上昇など国民の働き方の多様化に伴い、特に年齢の低い調停委員の確保が困難となった結果としてその実働期間が短くなったことが、新受件数の減少傾向とあいまって OJT の機会の確保をより困難にしている。このような課題に対処しつつ、複雑化、多様化する調停事件に対応したより良い調停運営を実現するためには、調停委員に求められる技能を明確にした上で、その技能向上を図るための具体的方策を講ずる必要がある。

そこで、調停委員に必要となる能力や日常の執務の機会等を通して実践された取組、その取組から得られた成果及び顕在化した課題を主たるテーマとして、以下の各事項について協議したい。

1 民事調停事件が直面している課題にはどのようなものがあり、それらの要因としてどのようなものが考えられるか。これらの課題等に対応するために

調停委員に求められる技能とはどのようなものが考えられるか。技能向上に向けた工夫例等を調停委員と調停主任とで共有する方法としてどのようなものがあるか。

2 調停委員が必要な技能向上を図る方策とはどのようなものが考えられるか。

各庁において有効であった取組例と成果、取組をするに際して顕在化した課題、庁の規模や地域性などによって生じた問題点として考えられる事項はどのようなものがあるか。また、研修における裁判所と調停協会との連携についての実情と望まれる工夫例としてどのようなものがあるか。

【協議結果】(各庁意見等)

1 協議事項 1について

(1) 当事者の民事調停事件へのニーズの変化について

- ・ 調停以外の紛争解決機関の活用が増加したり、多重債務・過払い事案の大幅な減少など、民事調停を取り巻く環境の変化やニーズの変化などを感じている。
- ・ インターネットで情報を得ている当事者も増えており、調停で取り扱う紛争の内容に応じて、法的問題や専門的知見を取り上げないといけない場面も増えているのではないかと思う。

(2) 民事調停事件の審理期間の長期化及び成立率の低下傾向の要因について

- ・ 法的根拠が乏しい主張や精神的に問題を抱える当事者の増加など事案の内容・性質や当事者の気質が変化していること、インターネットで情報を得ている当事者が増えて法的判断や専門的知見に基づいた合理的で公正な調停への要求が増していること、訴訟との違いを理解せず調停に臨む代理人弁護士が少なからずいるなど、こうした環境の変化が民事調停の運営を難しくしており、民事調停事件の審理期間の長期化及び成立率の低下傾向の要因となっていると思う。

(3) 調停委員に求められる技能について

- ・ 現状の課題等に対応するために調停委員に求められる技能としては、傾聴能力、紛争の分析、人間関係の調整能力のほか、解決案の作成、調停の計画・進行に配慮する能力などが求められていると思う。
- ・ 調停の本質との関係でいえば、早ければよいというものではなく、成立しなくとも、調停でよく話し合いをすることに価値がある場合もあると思う。

(4) 技能向上に向けた工夫例及び同工夫例を調停主任と共有する方法について

- ・ 評議の中で、相調停委員の知識や裁判官の法的な説明などを聞いて知識を身に着けたり、技能向上に向けた工夫例を共有している。

- かつては、長い期間を掛けて、たくさんの事件で経験する中で、評議の活用や書記官との連携などのいろいろなノウハウを蓄積していったが、事件数が減っている現状においては、組織的、意識的、計画的にそうしたノウハウを伝承していく必要があると思う。

2 協議事項 2について

(1) 技能向上を図る方策について

- 調停委員が必要な技能向上を図る方策としては、OJTが一番よいが、事件数減少の中では、それを補完するものとしては研修が有効だと思う。
- 調停委員に対する研修は、模擬調停等の参加型の研修や事例を用いた意見交換が効果的であり、成功例だけでなく失敗例の紹介も参考になると思う。
- 数少ない事件の評議を充実させることも必要であり、そのために知恵を絞っている。評議の充実のためには、担当書記官から当事者等に関する情報を得ることも有益だと思う。

(2) 取組の成果及び取組に際して顕在化した課題について

- 支部での研修の実施が難しいケース研修などを本庁に集約して実施している。収集型で実施しているが、コロナ禍の関係もあるので、人数を制限して2回に分けて実施した。
- コロナ禍の状況を踏まえれば、オンラインで他の調停協会とリモート開催ができるとよいが、機器の確保が課題だと思う。調停協会と裁判所との間で難しい問題があることは承知しているが、企業などでは当然に活用している時代なので、裁判所全体で協力いただきたいと思う。

(3) 研修における裁判所と調停協会との連携について

- 調停協会の自主研修会に簡裁判事や調停係の主任書記官を講師として招いている。年度初めに裁判所と打合せをしてテーマ設定をし、年4回実施している。なお、自主研修会は、参加者が偏ってしまうので、工夫が必要

だと考えている。また、講義だけでなく、裁判所と調停委員が、日頃の調停運営に関し、率直に意見交換ができる場も必要だと思う。

- ・ 弁護士会とテーマを設けて意見交換会を実施しており、今年は若い弁護士に調停に対する考え方がなかなか浸透していないことをテーマに意見交換会を実施した。
- ・ 簡裁は、家裁と比べると調停協会との繋がりが薄いと感じている。家裁が調停協会で調停運営に関する意見交換会を密に行っているので、簡裁でもフラットに意見交換ができる機会があるとよいと思う。

【裁判官コメント】

OJTは新任調停委員の能力向上を図る最も効果的な手法であり、調停の質を高めることにつながるものである。調停委員会のメンバー全員がOJTの機会を積極的に活用し、OJTを行う共通認識をもって、評議等を活性化していくことが非常に大事である。

調停委員が研修に主体的に参加できるよう、その企画の在り方について、調停協会の自主研修も含め、考えていく必要がある。模擬調停のロールプレイ、事例研究、特定の分野での研修、少人数での座談会等で自由に討議するなど様々な方法を取り入れることで研修が充実したものとなると考える。

調停事件を担当する書記官は、豊富な訴訟手続の知識や経験を有しているので、調停手綴で困ったこと不安なことがあれば、遠慮なく声を掛けて活用していただきたい。

【参列員等のコメント】

コロナ禍によって中断している良い取組や工夫については、少しずつ社会の動きが元に戻るなかで、オンライン等の活用を含めて必要な変化をさせた上で、再開していくことも考えていただきたい。なお、オンラインの研修については、裁判所としてどのような形で協力できるか検討しているところである。

本日紹介のあった各庁における取組や工夫例も参考にして、様々な機会を利用

して、裁判官、書記官も積極的に意見交換に巻き込んで、序を上げて取組が進むようにお願いしたい。

第2 家事調停関係

【協議問題】

協議テーマを「調停の本質・利点や利用者のニーズを改めて見つめ直し、在るべき調停運営の姿を考え、実践していく取組全体を振り返り、同取組の更なる推進のために調停委員が果たすべき役割について—ウェブ会議の導入も見据えて—」として、次の問題について協議したい。

1 調停の本質・利点や利用者のニーズを改めて見つめ直し、在るべき調停運営の姿を考え、実践していく取組について（以下「協議問題1」という。）

- 同取組の各庁における実情
- 同取組についての調停委員としての受け止め、調停運営についての意識の変化、同取組の効果等についての実感
- 同取組の更なる推進のために調停委員が果たすべき役割

2 ウェブ会議を利用した調停手続について（以下「協議問題2」という。）

- ウェブ会議の導入についての調停委員としての受け止め
- ウェブ会議を利用した調停手続における事情聴取・調整の在り方（対面による場合や電話会議の方法による場合との異同、効果的な活用方法など）

【協議結果】（各庁意見等）

1 協議問題1について

(1) 各庁の取組及び調停運営に対する意識の変化や実感について

- ・ 平成25年の家事事件手続法の改正以来、ガイドラインを作成し、以前から使用している争点整理票等も活用するなどして手続のわかりやすさを追求し、当事者との情報共有を行い計画性のある調停運営を行ってきた積

み重ねがある。ここ二、三年で一から新しいことを始めた事柄はないが、コロナ禍で窓のない調停室が使用不可となり、期日が入らず、成立数の低下が懸念されたところ、1日3件方式を取るなどしてより時間意識・コスト意識をもった運営を行っている。

- ・メリハリのある調停運営の取組の一環として、一期日当たりの所要時間の目安設定があるが、目安時間が短くなると傾聴が難しいとして、ペテン委員からの不満が出ることもある。
- ・メリハリのある調停運営については、従来からの取組でもあり、調停委員研修などでも議論されている事柄である。一期日当たりの目安設定による時間管理、評議の充実による調停委員会の方針確認と迅速な成立に向けての意識を一層高めていかなければならない。特に養育費や婚姻費用といった金銭問題は生活に直結し、スピード解決が求められることから、合理化すべきところは合理化すべきといった意識改革の途上にあるといえる。

(2) 調停一期日当たりの所要時間について

- ・一期日当たりの所要時間を120分と設定している府が多い。目安があるので、迅速化につながるだけでなく、期日間準備事項をいかに効率よく説明するか等、様々に工夫を編み出す効果が出ている。
- ・東京や大阪では目安を80分としているが、地方によってはそこまでする必要があるのか、目安時間を厳格に運用すると、当事者の気持ちが調停から離れてしまうデメリットもあるのではないかと懸念する声もある。硬直的な運用にならないよう注意する必要がある。

(3) 期日間準備について

- ・当事者本人の場合、期日通知連絡メモと兼ねて、次回期日までの準備事項を記載するか本人に記載させている。また、準備事項の提出管理は、期日メモに記載した後は書記官が行ってくれている。
- ・期限については具体的期限を示すと遵守される率は高い。また同期限を

次回期日の 1 週間から 10 日前に設定しておくと、書記官から提出された連絡があり、期日前に記録を見に行くというルールが出来ているので、期日間準備は調停委員と書記官の連携が重要である。

(4) 評議について

- ・ 事前評議は原則全件、対面で行われており、中間評議も概ね毎期日若しくは 2 期日に 1 回程度は行われている。評議において調停主任裁判官から指摘事項をいただくことにより、調停を計画的に進めることができている。
- ・ 代理人が付いている場合、法的問題について評議を入れてもらい、評議後に法的評価について示すと、調停主任裁判官からの言葉として伝わり、代理人にとっては非常に安心感がある。しかし、調停主任裁判官が多数事件を抱えている中で時間を確保していただくのが難しいし、他の事件のために待つことが多い。

2 協議問題 2 について

- ・ 調停手続で、電話会議の利用は、従来より積極的に活用してきたところである。表情が見えず真意がくみ取りにくい等の短所もあるが、DV 事案や当事者の仕事状況で時間的制約がある場合には非常に有効であるし、期日運営においてもメリハリをつけやすく、表情を見られない分、本音を出しやすいといったメリットが大きい。
- ・ ウェブ調停実施により、当事者の交替による時間ロスがない分、聴取等の期日に充てることができることは非常に有益である。表情が見えないといった電話会議の短所を解消できるので、早く導入してほしい。
- ・ ウェブ会議実施の本人確認の際にはカメラを回してもらっており、本人に対する無断録画・録音禁止の注意を行っているが、それでも拡散のリスクがあることから、どこまで踏み込んで注意を徹底させられるか難しい。
- ・ 弁護士調停委員は、民事事件でのチームスでウェブ会議に慣れているようだが、当庁ではまだ導入がされていないので、まだ調停委員の間ではそれは

ど意識が高まっていないと思われる。

- ・ ウェブ会議による期日がこれからは当たり前になっていくのであろうが、1回も直接に裁判所に出頭せずに調停成立で事件が終了することについて、従来の調停との形態が違いすぎるので、調停制度の方向性としてどうなのかといった戸惑いもある。

3 まとめ

これからも調停ならではの解決を目指して、調停委員自身が紛争は調停で解決するという意識と意欲をもって手続に関与していく必要があるのは当然であり、これを意識しつつ、成立に至るまでの時間及び期日回数の短縮も調停手続利用のメリットとして提示できるよう努めていく必要がある。

【裁判官のコメント】

- ・ 調停制度の本質は、当事者から丁寧に事情聴取を行い、信頼関係を形成し、紛争解決へ向けての意識を醸成することにある。メリハリのある調停運営の取組の一環として所要時間の目安の設定があるが、その目安時間をもって画一的に運用するわけではなく、解決に向けての迅速性の趣旨であることを改めて意識して期日運営を行っていただきたい。
- ・ 上記調停の本質を見失わずに、調停での迅速かつ納得性の高い解決のために期日間準備は非常に有益で不可欠なものであり、そのためには今後も相調停委員との協働、書記官・調査官との職種間との連携を密に行っていただきたいし、それは期日がウェブ会議で実施されることになっても変わらないものである。

【参列員のコメント】

- ・ コロナ禍をきっかけにあるべき調停の姿を追求し、各庁が様々な工夫をこらしていることがわかった。所要時間の目安設定においては傾聴との相克等もあるが、メリハリのある調停運営は今後も取組を進めていくべき事項であり、裁判官との議論、書記官等関係職種との連携をこれからも進めていただきたい。

- ・ ウェブ会議の導入は当事者のニーズを踏まえて実施していくことになるが、更なる調停制度の発展につながる不可欠の制度である。ウェブ会議に対する不安や懸念を払しょくできるよう、実施庁の経験や知恵を共有してこれからも議論を進めていただきたい。

以上